

報奨金は一時所得

捜査特別報奨金は一般的なTV・雑誌の懸賞金と同じく一時所得になります。
他の懸賞金と異なる点は金額が数百万と高額になるので、所得税や住民税がそれなりの額を課税される点です。

以前、平成23年の税制改正に向けて非課税として取り扱うよう警察庁から要望が出されましたが、残念ながら認められませんでした。



報奨金は通常300万円程度ですが
重大事件では1,000万円近くになることも！

一時所得の計算

報奨金 - 必要経費 - 特別控除(最高50万円) × 1/2 = 一時所得の額

※この他に給与所得や事業所得がある場合は合算して確定申告をすることになります

所得が給与のみの人の場合、報奨金を受け取ったがために確定申告をする必要が出てきてしまい、ちょっと手間がかりになってしまうワケです。そんな時はプロにまかせてみるのも一つの手ですね。